

令和5年度ポスト新長期等規制適合車導入助成事業要領

令和5年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、貨物自動車運送業の用に供する低公害車の普及を促進することを目的とする。

2 助成対象者

公益社団法人福島県トラック協会の普通会員及び賛助会員（以下「会員」という。）で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会員の場合は、入会后6ヵ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる車両

次の（1）及び（2）の条件を満たす車両とする。

- （1） 車両総重量3.5トン超であること。
- （2） 自動車検査証の型式欄の上3桁が「小型・中型：2RG、2TG」、「大型：2PG、2RG、2TG」で始まる福島県内ナンバー（営業）の車両で、令和5年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和6年2月29日までの間に導入・支払が完了した新車であること。

4 助成台数

1会員15台まで。

5 助成金額

車両総重量	助成額
小型 3.5t超～7.5t以下	20,000円
中型 7.5t超～12t以下	40,000円
大型 12t超	60,000円

6 申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額及び助成予定台数

20,000,000円 ※環境対応車導入助成事業を含む。

8 助成金の申請手続等

別紙「ポスト新長期等規制適合車導入促進助成金交付申請書」に、必要な書類を添付して、協会宛てに郵送・持参等により提出する。

9 留意事項

下記に該当するものは助成対象外となるので留意すること。

- （1） 自動車検査証の型式欄上3桁が「2KG」の車両
- （2） 3月中に導入・支払した車両
- （3） 新古車